

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地方税法の改正に伴い、徴収の猶予及び換価の猶予の手續について必要な事項を規定するに当たり、その具体的な内容については、秦野市市税条例の規定を適用することとするため、改正するものであります。

秦野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（徴収猶予及び換価猶予に係る秦野市市税条例の例）

第15条の2 法第15条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予又は法第15条の5第1項若しくは第15条の6第1項の規定による換価の猶予を行う場合における分割納付又は分割納入の方法、手続の方法及び担保を徴しない基準は、秦野市市税条例（平成元年秦野市条例第2号）の例による。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。